

(2) ロッテレジェンドホテルサイゴン

[日時]	令和元年 12 月 19 日(木) 9:30 ~ 11:00
[場所]	ロッテレジェンドホテルサイゴン
[出席者] 敬称略	ロッテレジェンドホテルサイゴン Mr. Nguyen Phuoc Dai ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Tran Duy Khanh ----- 環境省 小澤 守 公益財団法人日本環境協会 山縣 秀則、藤崎 隆志、小林 弘幸

ロッテレジェンドホテルサイゴンは、日本の菓子メーカーであるコトブキとベトナム企業との合弁会社ハイタン・コトブキ社が所有していたが、2013年にロッテグループが買収し、「ロッテレジェンドホテルサイゴン」に名称変更された五つ星ホテルである。

ロッテレジェンドホテルサイゴンでは、リサイクルできる瓶や缶、ペットボトルは売れるため瓶、缶、ペットボトルと分別しているものの、ごみ処理事業者は分別回収していないため、分別する者がいなければ、すべてがまとめて回収されているという。廃棄物の処理費用は、重さではなく定額パッケージで契約しており、料金が変動することは基本的にはないが、廃棄量はおおよそ把握しているため、仮に通常より廃棄量の多さを理由に料金が高く請求されても検証することができる。そのため、食品廃棄物をはじめとした廃棄物の発生量を記録することはなく、計測する設備もない。収集業者も計測していないとの回答があった。また、生ごみを脱水して、減容化する取組は行っておらず、他ホテルでもやっているところはないだろうと自身の見解を述べた。

エネルギー使用量の把握については、技術担当者が毎日確認し、月末に使用量をまとめているため、前年度との比較も容易に対応できるとのこと。一方、設備の入れ替え時や導入時に省エネ機器を優先調達する方針はなく、品質や性能を中心に経済性も含めた総合的判断のもと選定していると述べた。エアコンの冷媒については、安全性を考慮し、全体空調の8割はR22からR134に変更し、ルームエアコンについてもR32を使用したパナソニック製の製品に切り替えているという。アメニティや個包装などの使い捨て製品を減らす取組は、方針が制定されているが、実施したばかりである。公共スペースのトイレにディスペンサーを置き始め、世界的な流れを踏まえ客室にも設置していく方針である。また、連泊時のタオル・シーツの不交換も実施している。



打合せの様子

(3) ザ・レヴェリーサイゴン

[日時]	令和元年 12 月 19 日(木) 13:30 ~ 15:30
[場所]	ザ・レヴェリーサイゴン
[出席者] 敬称略	TIMES SQUARE (ホテルの運営会社と思われる) Mr. Vo Ngoc Tri 他約 6 名 ベトナム天然資源環境省(MONRE) Mr. Tran Duy Khanh ----- 環境省 小澤 守 公益財団法人日本環境協会 山縣 秀則、藤崎 隆志、小林 弘幸

ザ・レヴェリーサイゴンは、ホーチミン市の中心地に位置する五つ星ホテルで、アメリカの旅行雑誌「コンデナスト・トラベラー」の読者投票で世界 4 位になった実績がある超高級ホテルである。ISO14001 及び ISO50001「エネルギー・マネジメントシステム」を取得したばかりで、両規格を満たしているホテルはベトナムでは当ホテルのみであると説明された。

廃棄物の分別は、有機物（食品廃棄物）、無機物、有害物、その他に分けて行っている。ただし、ホテルとしては分別していないが、ホテルが廃棄物を 1 カ所に集めたのち、缶、瓶、包装材、紙を業者が分別して、回収している。食品廃棄物の計測は行っていないが、200 L 容器に入れるため、その容器の数を数えることでおおよその発生量は把握している。ただし、有害廃棄物は法律で 1kg であっても計量して記録をとらなければならない。食品リサイクルはある程度実施しており、1 日約 100 ~ 120kg を家畜の飼料として毎日夕方に業者が無料で回収に来る。そのほかのごみ処理費用は、パッケージ契約で処理委託している。

食材の調達については、ベトナム農業農村開発省が定めた農業生産管理基準である VietGAP に適合した食材を調達することが方針となっており、すべてのサプライヤーに求めている。VietGAP の適合確認として、サプライヤーへの定期的な確認作業を書類にて行っており、VietGAP の認証期限切れのサプライヤーについては、新しい認定証の提供を求めるほか、サプライヤー別の調査も行うなど徹底している。

エネルギー使用量の把握は、ISO50001 において前年度との比較が求められているため、毎日記録している。記録・比較することで省エネだけでなく、異常の早期発見にも役立っている。エアコンやテレビの調達は今年から ISO14001 の取得を機に、原則としては 4 つ星以上を購入することにしているが、調達ガイドラインはまだ策定しておらず、今後策定する予定である。



打合せの様子

2) ワークショップ

(1) 開催概要

タイトル	Consultation on proposed revision of Circular 41/2013/TT-BTNMT and development plan for Green Label criteria for a number of groups of products and services
日時	2019年12月20日(金)
場所	ベトナム・ホーチミンシティ
会場	Sen Viet Hotel (33 Cao Thang Street, District 3, Ho Chi Minh City, Vietnam)
主催	ベトナム天然資源環境省(Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE)
協力	国連開発計画(United Nations Development Programme: UNDP) 地球環境ファシリティ (Global Environment Facility: GEF)
出席者 * 敬称略	事業者、ホーチミン市周辺の自治体担当者、大学教授など約 55 名 <日本からの出席者> 平尾 雅彦 東京大学大学院工学系研究科 教授 小澤 守 環境省大臣官房環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係 環境専門調査員 山縣 秀則 公益財団法人日本環境協会 常務理事 藤崎 隆志 同 エコマーク事業部 事業部長 小林 弘幸 同 エコマーク事業部 事業推進課 主任
言語	ベトナム語

(2) 議事次第

Time	Contents	Speakers
08:00 – 08:30	Registration	Workshop organisers
08:30 – 08:35	Introduce participants	Department of Environment Quality Management
08:35 – 08:40	Opening remarks	Mr. Nguyen Duc Hung, Vice Director, Department of Environment Quality Management
08:40 – 09:00	Overview of Viet Nam Green Label and Green Public Procurement; recommendation for revision to Circular 41/2013/TT-BTNMT dated 2 nd December 2013	Representative from Department of Environment Quality Management
09:00 – 09:40	- Green Purchasing & Procurement for Sustainable Development	- Professor Hirao
	- Vietnam Green Label Restaurants and Hotels draft criteria	- Mr Hiro Kobayashi, Eco Mark
09:40 – 10:00	Tea-break	All participants
10:00 – 10:40	- Overview of eco-label for textile products worldwide and preliminary study in Vietnam	- Dr. Le Hoang Lan, Environment Expert

	- Draft Criteria for Viet Nam Green Label - Clothing	- Ms. Nguyen Trinh Huong, Environment Expert
10:40 – 12:15	Discussion	All participants
12:15– 12:30	Conclusion and Closure	Mr. Nguyen Duc Hung, Vice Director, Department of Environment Quality Management

(3) 会議の概要

本ワークショップは、ベトナムのタイプ 環境ラベルであるグリーンラベルのレストラン、ホテル及び繊維製品の基準案を事業者に紹介し、基準案に対する意見を求めることを目的に、国連開発計画(UNDP)及び地球環境ファシリティ(GEF)¹⁴の支援のもと、MONRE の主催で行われた。ホーチミン市 3 区にある Sen Viet Hotel にて行われ、関連業界の事業者やホーチミン市周辺の自治体担当者、大学教授など約 55 名が参加した。

公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局は、環境省より受託した調査検討業務（平成 3 1 年度環境配慮型製品の国際展開促進に係る調査検討業務）の一環で、ベトナムにおける GPP 及びグリーンラベルを運営する MONRE に対し、上述の分野に係る技術支援を行うことになっており、MONRE との度重なる協議の結果、グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案の策定支援を行っている。それに伴い、本年 7 月から 8 月にかけてベトナム・ハノイの関連事業者にヒアリングを実施し、基準案を作成した。そして、基準案の事業者からの意見聴取の機会としてベトナム経済最大の都市であるホーチミンにてワークショップを開催したいとの MONRE の意向を受けて、本ワークショップの開催に至った。また、ベトナム・グリーンラベルやベトナムでの GPP の普及を目的として、それらを取り巻く世界的動向についても事業者に解説してほしいとの要望もあり、グリーン購入法の特定調達品目検討会の委員並びにエコマーク運営委員長も務めた東京大学平尾雅彦教授に協力を依頼した。

ワークショップでは、MONRE から本ワークショップ及びベトナム・グリーンラベル制度の概要が説明されたのち、東京大学平尾雅彦教授より持続可能な消費と生産(SCP)や SDGs の視点からみた同分野の世界的動向について発表がなされた。その後、エコマーク事務局よりレストラン及びホテル基準案を説明し、繊維基準案の策定を担当している外部専門家から基準案について解説されたのち、最後に参加者との質疑応答が行われた。

¹⁴ 地球環境ファシリティ(Global Environment Facility: GEF)：開発途上国で行う地球環境保全のためのプロジェクトに対して、主として無償資金を供与する国際的資金メカニズム。日本を含めた 183 カ国のパートナーシップにより構成され、開発途上国や経済移行国が地球規模の環境問題（気候変動、生物多様性、国際水域、土地劣化、オゾン層破壊、水銀）に取り組むための活動を支援している。GEF のプロジェクトは、世界銀行やアジア開発銀行などの地域開発銀行や国連機関により実施されている。

(4) 会議の内容

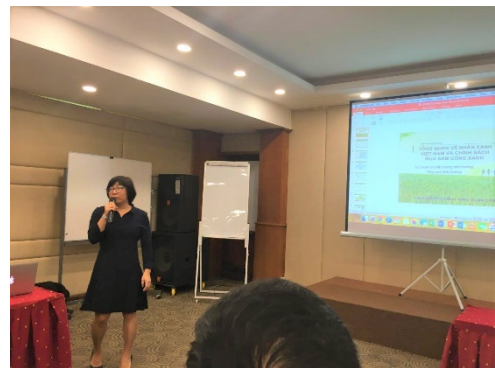
Opening remarks

開会に先立ち、MONRE VEA 環境品質管理部副部長 Mr. Nguyen Duc Hung より開会の挨拶があった。まず Mr. Nguyen Duc Hung は、世界的に資源の枯渇、生物多様性の減少、気候変動がより深刻さを増すなかで「グリーン成長」の方針を策定する国は多く、その方針のもと GPP が重要施策として広く展開されていると述べた。GPP 制度による成果が見られる国が多く、グリーンもしくは SCP の実現が図られることは、消費者にとってもコミュニティにとっても非常によい影響であると考えていると話した。そこで、ベトナム政府も SCP の実現を見据えた決定を公布し、環境配慮の経済発展政策を打ち出している。2012 年に公表した「2020 年までの環境保護国家戦略及び 2030 年向けの指針」がそれに当たり、ライフサイクルのグリーン化やグローバル化を背景としたグリーン成長について示していると紹介した。こういった政府の戦略のもと、MONRE はベトナム・グリーンラベルの基準を 17 品目策定し、53 製品が認証を受けているが、今後は製品だけでなくサービス分野にもその対象を拡大したいと述べた。そのために、VEA は日本国環境省の支援のもと技術協力の枠組みを構築し、エコマーク事務局をはじめ国内外の専門家と協力しながら調査研究を進め、レストラン及びホテルの基準案の策定を行ってきた。本日のワークショップは、これらの基準案を制度化するにあたり、ステークホルダーの意見をヒアリングする目的で開催しており、積極的な議論をお願いしたいと話した。また、基準案の説明のほか、日本から専門家を招き、世界の SCP を取り巻く最新動向を共有いただく発表も予定しており、参加者の皆様と共に理解を深めたいとも語った。引き続き、国内外の専門家と協力するとともにステークホルダーと連携しながら、基準案を大臣に提案し、早期の制定を目指していきたいと意気込みを語り、挨拶を締めくくった。



Overview of Viet Nam Green Label and Green Public Procurement; recommendation for revision to Circular 41/2013/TT-BTNMT dated 2nd December 2013

MONRE VEA 環境品質管理部の代表者より、ベトナム・グリーンラベル及び GPP の概要について説明があった。2009 年にベトナム・グリーンラベル制度の制定が承認されて以降、生活日用品に関する品目（手洗い石鹸、電球、バッテリーなど）を中心に 17 基準を策定してきた。今まで 59 製品がグリーンラベルの認証を受け、現在では 53 製品が認証されている。認証数が減少した理由は、グリーンラベル基準は厳しい基準であり、適合を維持することが難しく、更新が困難であったからであると説明した。本日のワークショップに、レストラン、ホテル、繊維に関する内容であるものの様々な業界に声がけさせていただいた理由は、



レストランやホテルは単に食事や宿泊サービスの提供にとどまらず、非常に多種多様な製品を調達する機会が多く、社会全体のグリーン化に大きく寄与する分野であるからであると述べた。MONRE は、ワークショップやメディアなどを通してグリーンラベル製品の広報活動を行っており、MONRE ウェブサイトには認証製品を掲載している。また、政府がプラスチック製品に関するアクションプランを公開したことを受けて、リサイクル促進の方針のもと、環境に配慮したビニール袋もより広めていきたいとの考えを持っているとも語った。そのような環境に配慮した製品を国民に広く普及させるためにも、まずは国が率先的に使用していかなければならず、すでに発布している公共調達に関する法令についても軽く触れた。しかし、環境保護法やその実施規則に GPP に関する記述があるものの、グリーンな消費と製造を促進するためには、さらなる法整備が必要と考えている。適切な法整備を構築するには経済性も考慮する必要があると、MOF や商工省とも協議を重ねている。環境配慮型製品が一般製品より価格が高いことは事実であり、政府としても出費を抑えることは当然とするも、GPP の実施は環境と経済発展を両立させるよい機会であると捉えている。そのためにもより実効性の高い法整備を行っていくとともに、国際協力を促進することで環境配慮型製品の市場の創出を図りたいと考えており、法律面においても日本から助言をいただきたい。最後に、関連法令はインターネットに公開しているため、関心のある方は参照のうえ意見を提出してもらいたいほか、グリーンラベルの費用はすべて無料となっており、興味のある事業者は MONRE までの問合せをお願いしたいと述べ、発表を終えた。

③Green Purchasing & Procurement for Sustainable Development (東京大学平尾雅彦教授) 資料編 2-1-3

学識経験者としてご参加いただいた東京大学平尾雅彦教授より、タイプ 環境ラベルや GPP を取り巻く世界的背景やその動向を解説いただく目的で「持続可能な開発に向けたグリーン購入及びグリーン公共調達」をテーマにご発表いただいた。

平尾教授は、まず経済発展著しいベトナムの現状を高度成長期に大きな経済発展を遂げた日本の当時の状況と重ね合わせ、日本が経済発展と引き換えに様々な公害問題を経験してきたことを紹介した。そして、一定の経済成長や便利さを維持しつつも、エネルギーや資源の消費を減らしていく、両者を「切り離す」という考えである「デカップリング」の重要性が世界で高まっていると述べた。特にベトナムの経済成長率は高い次元で推移しており、その結果エネルギー消費と炭素排出量が年々高まっていることをデータで示しつつも、OECD 諸国と比較するとベトナムのエネルギー効率の改善余地が大きい点を挙げ、いまだ導入が進んでいない風力・バイオマス・廃棄物発電にエネルギー源を転換することで、より持続可能な開発を加速させることができると見解を示した。

次に、2015年に国連で採択されたSDGsを紹介した。SDGsは17の目標と169のターゲットが定められており、今回のワークショップのテーマである環境ラベルやGPPに最も関連が深い



ものとして目標 12「つくる責任、つかう責任」を解説された。平尾教授は、重要なのは天然資源の効率的な利用であるとし、ターゲット 12.3 には 2030 年までに食品ロスを半減、12.5 にはリサイクルやリユースを通じた廃棄物の削減、そして 12.7 に SPP の促進が掲げられていることを紹介するとともに、ベトナム・グリーンラベルのようなツールを用いて情報を消費者等に適切に伝えていくが求められているとタイプ 環境ラベルの役割についても説いた。

大量生産・大量消費の時代は、日本においてもモノをたくさん持っていることが満足度を高める要素であったが、これからはモノの消費や所有ではなく、受けるサービスの満足度、つまり充足度が幸福度の向上に繋がっていくだろうと述べた。レストランやホテルに視点を向けると、再生可能エネルギーの利用や持続可能な農法で得られた食材、地元の食材を調達するなど持続可能性を考慮した調達を行うことで、環境保全だけでなく、目標 12 以外の SDGs の目標にも貢献することができるかと話した。キーワードの一つはライフサイクルであり、地元の食材を使用することで輸送による環境負荷を低減でき、食品廃棄物を肥料や飼料にリサイクルできれば農家の経営にも好影響を与えることができるとともに資源循環に貢献できる。消費者も製品やサービスのライフサイクルを考慮した購入をすることがグリーン購入となり、生産と消費の両面から取り組むことで、グリーン市場を形成・拡大していくことができると語った。

次に、平尾教授はベトナム政府が SDGs の達成度合いについて国連に報告したベトナムのボランティア・ナショナルレビューを紹介した。そのなかで、グリーンラベル制度にも触れられており、4 品目のみにしか認証製品がないと述べられている一方、普及拡大のポテンシャルが大きいともいえるだろうと語った。また、ベトナムの消費者は東南アジア地域において、最も持続可能な社会の構築に意欲的であるとも記され、平尾教授自身、ベトナムで様々な人と意見を交わすなかでベトナム人の意識の高さを感じていると話した。

最後に、平尾教授が会長を務めるグリーン購入ネットワーク(GPN)が示しているグリーン購入の原則を紹介した。まず、製品・サービスの購入にあたり、その必要性を十分に考慮することが最も重要で、購入するのであれば、製品・サービスのライフサイクル、企業の取組、環境ラベルなどの情報を参考とすることを推奨しているという。今までは、生産者と消費者が強調した取組が欠けていたと述べ、社会をグリーンに転換し、充足度を高めるためにも両者が一体となって取組を進める必要性を強調し、発表を締めくくった

< 質疑応答 >

- SCP を実現するために公共調達を活用することが重要であると再認識したが、日本の公的調達の取組について教えてほしい。

(平尾教授) 日本では、GPP を定めるグリーン購入法が 2001 年に施行され、200 以上の品目について判断の基準が設定されている。政府機関に加え、国立大学や国立病院を含めた公的機関は、対象分野で環境配慮型製品の調達が求められているが、一般消費者や事業者が同様の取組を求められていないことが、今後の課題である。

資料編 2-1-4

エコマーク事務局の小林からは、技術支援として実施しているベトナム・グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案について説明を行った。基準案の説明に先立ち、改めて ISO の区分によるタイプ 環境ラベルの特徴、エコマーク制度の概要について触れた。それから、グリーンラベルの取得メリットについて、環境配慮活動の象徴として消費者に対してわかりやすく自社の環境活動を PR できること、SDGs に貢献でき企業イメージが向上すること、そして環境配慮の取組が利益向上に繋がることを紹介した。



基準要件の適合判断の考え方については、数値基準等で定量的に判断するのではなく、実績の有無で判断する手法を提案した。これは、多様な業態や取組が存在するレストランやホテル分野を一律に評価することが困難であることから、エコマークの飲食店及びホテル基準で採用している考え方である。地産地消の要求事項を例として取りあげ、一定率以上の地産製品を調達するなどの数値基準を設定すると、業態によっては難易度に差異が発生してしまう可能性があることから、1 種類でも地産製品を調達すればよい、つまり実績の有無で判断したらどうかと見解を述べた。

証明方法については、説明文書のほか、写真などを交えて取組を説明する手法を紹介し、参加者に意見をまとめた。そして、各基準案について 6 つのカテゴリーに分かれ、要求事項が設定されていることを紹介し、カテゴリーごとに主な要求事項のみポイントを絞って解説した。

表 2-1-11 : グリーンラベルのレストラン及びホテル基準案の構成と各要求事項

レストラン		ホテル		
要求事項	評価カテゴリー	評価カテゴリー	要求事項	
(1) 地産地消 (2) 環境配慮型食材の調達 (3) 食材の梱包・包装資材の削減	食材	1 ホスピタリティ における環境配 慮	(1) 情報発信、グリーンラベルの活用 (2) 環境配慮型食材の調達 (3) 食べ残しを減らす取組 (4) アメニティ削減の呼びかけ (5) 省エネ・節水の呼びかけ	
(4) 食品廃棄物の発生量の把握 (5) 食べ残しを減らす取組 (6) 食品残さとその他の分別廃棄 (7) 生ごみの脱水化 (8) 食品廃棄物の発生抑制	食品廃棄物の削 減とリサイクル		2 客室備品・設備 の環境配慮	(6) 洗剤等のディスペンサーの使用 (7) 省エネ性能の高い家電の導入 (8) 客室内での節水機器の設置 (9) 環境に配慮した備品(客室)
(9) エネルギー使用量の把握 (10) 省エネ活動の周知 (11) 調理施設の清掃・点検 (12) 節水機器の導入 (13) エネルギー使用量の抑制	省資源		3 廃棄物削減・リ サイクル	(10) 食品廃棄物の発生抑制の取組 (11) 廃棄物の分別(紙、プラスチック、 ガラス) (12) 食品廃棄物の発生量の把握 (13) 生ごみの脱水 (14) 使い捨て製品の不提供 (15) 食品の容器包装削減 (16) 客室のアメニティの再利用

				(17) 廃棄物に関する従業員への教育
(14) 繰り返し使用できる食器等の使用 (15) 洗剤等のディスペンサーの使用 (16) 空調、冷蔵機器の冷媒 (17) 環境に配慮した紙製品の使用 (18) 使い捨て製品の提供方法	店舗備品・設備 の環境配慮	4	省エネルギー	(18) 電気、ガス使用量の把握 (19) 省エネ活動の周知 (20) 熱源、照明、空調のメンテナンス (21) 熱源、熱搬送設備の運用改善 (22) LEDの導入
(19) 環境法規の順守 (20) 環境方針の策定 (21) 従業員への環境活動に関する研修 (22) グリーン調達方針の策定	環境を意識した 店舗運営	5	節水	(23) 水の使用量の把握 (24) 節水の従業員への呼びかけ (25) タオル類の不交換 (26) 給排水設備のメンテナンス (27) 共用スペースでの節水機器の導入
(23) グリーンラベルの活用 (24) 社会貢献活動の実施 (25) SDGsへの紐づけ (26) 情報発信	環境コミュニケーション	6	施設運営における 全般的な環境 配慮	(28) 環境法規の順守 (29) 環境方針の策定 (30) 従業員への環境活動に関する研修 (31) 社会貢献活動 (32) バックスペースでの環境配慮型製品の調達 (33) 空調、冷蔵機器の冷媒

Overview of eco-label for textile products worldwide and preliminary study in Vietnam (Dr. Le Hoang Lan)

繊維基準案については MONRE が契約している外部コンサルタントが作業を担っており、休憩後、Dr. Le Hoang Lan から繊維基準案の概要について説明がなされた。

最初に SDGs の目標 12 に軽く触れ、環境ラベルの規格で構成される ISO14020 シリーズを紹介した。ベトナム・グリーンラベルは ISO14024 に則った制度で、タイプ 環境ラベルと呼称され、第三者認証や任意の制度であることが特徴であると解説したほか、タイプ 環境ラベルは事業者の自己宣言、タイプ 環境ラベルは定量的な指標を用いた環境ラベルであると ISO で規格化されている環境ラベルの概要を説明した。



次に、世界のタイプ 環境ラベル制度で繊維基準を制定しているラベルプログラムを紹介した。北米を中心に展開しているエコロゴや欧州全域を対象とした EU エコラベル、日本のエコマーク、韓国の韓国環境ラベル、中国の環境ラベルが繊維基準を制定している代表的なタイプ 環境ラベルであると話した。特に EU エコラベルは欧州に強い影響力があるため、EU エコラベルを取得すれば他の欧州諸国のタイプ 環境ラベルも取得できると述べた。(注：実際はタイプ 環境ラベル毎に基準内容が異なることが多く、EU エコラベルを取得すれば自動的に、もしくは申請するだけで他のタイプ 環境ラベルが取得できるわけではない。ただし、EU エコラベルの繊維基準を一部引用しているタイプ 環境ラベル機関もあり、取得が容易になるという意図の発言が通訳により意識されたのではないと思われる。)

次に繊維製品の国際的な認証制度であるエコテックス¹⁵を紹介した。エコテックスの主な指標は化学物質の含有量であるとし、繊維製品は他の製品と比べ化学物質を多く使用している製品であるからだと言った。その他の指標としては、工場の排水や騒音、粉塵、従業員の安全・衛生面、エネルギーに関することが求められているとも述べた。(注：エコテックスは、繊維製品を対象とした認証だけでなく、染料・助剤など化学薬剤自体の認証プログラム、排水に関する適合性確認、サステナブルな生産現場の認証プログラム、それらの認証を包含する認証プログラムなど複数ある。)また、その他の繊維関連の認証制度やプログラムとして、オーガニックコットンの GOTS (Global Organic Textile Standard)、アパレル及びフットウェアに関する国際制限物質リスト (RSL)管理団体である AFIRM(Apparel and Footwear International RSL Management Group)を紹介した。

次からは、ベトナムにおける繊維製品の現状と実施した初期調査について触れた。現在、グリーンラベルは17品目の基準が制定されているものの、繊維基準ははまだ設定されておらず、繊維業はベトナムにおける主要産業の一つで輸出も多いことから、国際的な基準を参考にしつつグリーンラベル基準を策定する必要性を説明した。続いて、ベトナムの繊維製品に関連する有害物質の規制を紹介した。Circular 07/2018/TT-BCT¹⁶によって、ホルムアルデヒドとアゾ染料に由来する芳香族アミンを規定しており、36か月以下の乳幼児用、肌に直接接する繊維製品、肌に直接接しない繊維製品と分類され、特定芳香族アミンは22種類を対象としているという。また、繊維産業における排水基準は、ベトナムの国家規格である QCVN13-2008/BTNMT で規制されている。

表 2-1-12 : Circular 07/2018/TT-BCT で規定されているホルムアルデヒド及びアゾ染料の基準値

	36か月以下の乳幼児用繊維製品	肌に直接接する繊維製品	肌に直接接しない繊維製品
ホルムアルデヒド	30mg/kg 以下	75mg/kg 以下	300mg/kg 以下
特定芳香族アミン (22種)	30mg/kg 以下		

最後に、グリーンラベルの繊維基準案の考え方について紹介した。環境ラベルの指標として、環境への影響や人の健康に関する観点を中心に、資源消費、素材、ライフサイクルの観点の評価する項目を設定したいと言った。製品のライフサイクルとは、生産工程以外で製造事業者がコントロールできる内容を基準項目化することを検討していると述べた。具体的には、綿であれば綿花の栽培に関する内容であり、使用する肥料や化学物質、水、電気などのエネルギーなどを考慮するという。

¹⁵ URL: <https://oeko-tex-japan.com/about/>

¹⁶ URL: http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&_page=1&mode=detail&document_id=194552 (ベトナム語)